二　地域における雇用機会の確保に関すること（農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）。
三　季節的に雇用される労働者の雇用に関する援助措置に関すること。
3　地域雇用対策室に、室長を置く。
第四十五条及び第四十六条を削る。
第四十四条を第四十六条とする。
第四十三条の二第二項第一号中「雇用開発課」を「港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの並びに企画課」に改め、同項第二号中「雇用開発課の所掌に属する」を「港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係る」に改め、同条を第四十五条とする。
第四十三条の次に次の二条を加える。
（システム計画官及び主任システム計画官）
第四十三条の二　労働市場センター業務室に、システム計画官及び主任システム計画官それぞれ一人を置く。
2　システム計画官は、命を受けて、電子計算組織による情報処理システムの設計及び運用に関する事務を行う。
3　主任システム計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たる。
（若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官）
第四十四条　企画課に、若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官一人を置く。
2　若年者雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。
二　学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校、関係行政機関との間における連絡、援助又は協力に関すること。
三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、学校卒業者その他これに類する者の雇用機会の確保に関すること。
3　若年者雇用対策室に、室長を置く。
4　就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務をつかさどる。
5　就労支援室に、室長を置く。
6　雇用支援企画官は、命を受けて、派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者（派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者であった者を含む。）の職業の安定に関する政策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。
第四十八条の見出し及び同条第一項中「並びに障害者雇用専門官」を「、障害者雇用専門官」に改める。
附　則
この省令は、平成二十二年八月五日から施行する。

○環境省令第十五号
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行に伴い、及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三条第一項の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年八月四日
環境大臣　小沢　鋭仁

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
第九条の二第一項中「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項」を「第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十七条の四第二項（法第十七条の五第二項及び第十七条の六第二項」を「第十七条の五第二項（法第十七条の六第二項及び第十七条の七第二項」に改める。
第九条の三中「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項」を「第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項」に改める。
第十一条及び第十二条中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改める。
第十五条の二中「第十七条の三」を「第十七条の四」に改める。
第十五条の三中「第十七条の十一」を「第十七条の十二」に改める。
別表第三の備考の1中「原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法」を「規格K〇〇八三に定める方法」に改め、「のうちオルトトリジン法又は連続分析法」、「のうちチオシアン酸第二水銀法」及び「のうち吸光光度法」を削り、同表の備考の2中「のうち硝酸銀法」を削る。
様式第2の2及び様式第2の3中「第17条の4第1項（第17条の5第1項、第17条の6第1項」を「第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項」に改める。
様式第4から様式第6までの様式中「第17条の12第2項」を「第17条の13第2項」に改める。
附　則
この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年八月十日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定を除く。）及び同表の備考の2の改正規定　公布の日

○政治資金適正化委員会告示第三十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
平成二十二年八月四日
政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二二四二	山田　洋久	二二、一、八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号	
三五四一	村井　淳也	二二、六、二一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号	

○政治資金適正化委員会告示第三十九号
政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人から登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年八月四日
政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二九	岩切　安文	二九　二二、四、一九	
二二四二	山田　洋久	二二五三　二二、一、八	

二　別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定に限る。）　平成二十二年十月一日

告　示

○総務省告示第二百八十二号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年八月四日
総務大臣　原口　一博

一　名　　称	ネパール国際平和協力隊
二　国外派遣期間	平成二十二年十一月三十日まで
三　派遣人数（概数）	十人
四　派遣地域	ネパール連邦民主共和国

○政治資金適正化委員会告示第三十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成二十二年八月四日
政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三七一九	二二、七、一六	村田　隆秀
三七二〇	二二、七、一六	小林　康弘
三七二一	二二、七、一六	小松　則男